イ　長さが六〇〇ミリメートル以上の弾性ローターを試験することができるように設計したものであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）外径が七五ミリメートルを超える弾性ローターを試験することができるもの又はジャーナルの径が七五ミリメートルを超えるもの

（二）重量が〇・九キログラム以上二三キログラム以下の弾性ローターを試験することができるもの

（三）一分につき五、〇〇〇回転を超える回転数で試験することができるもの

ロ　円筒形のローターを試験することができるように設計したものであって、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの

（一）ジャーナルの径が七五ミリメートルを超えるもの

（二）重量が〇・九キログラム以上二三キログラム以下のローターを試験することができるもの

（三）修正面上の残留不釣合いが一キログラム当たり〇・〇一キログラムミリメートル以下のもの

（四）ベルト駆動式のもの

三十三　フィラメントワインディング装置であって、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル

イ　繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの

ロ　次のいずれかに該当するもの

（一）直径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満であって、かつ、長さが六〇〇ミリメートル以上の円筒形のローターを製造することができるもの

（二）次の1及び2に該当するもの

1　複合材料からなる構造体を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの

2　直径が七五ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの

三十四　ガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

イ　五〇〇ナノメートル超六〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した金属蒸気レーザー発振器（銅レーザー発振器に限る。）であって、平均出力が四〇ワット以上のもの

ロ　四〇〇ナノメートル超五一五ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアルゴンイオンレーザー発振器であって、平均出力が四〇ワットを超えるもの

ハ　九、〇〇〇ナノメートル超一一、〇〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した二酸化炭素レーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

（二）平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

（三）パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの

ニ　二四〇ナノメートル超三六〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したエキシマレーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

（二）平均出力が五〇〇ワットを超えるもの